# 近隣騒音トラブルに関するアンケート調査 調査結果報告書

2006年5月

八戸工業大学大学院

建築工学専攻 橋本研究室

#### 1. はじめに

騒音問題といえば、これまでは公害騒音が中心であったが、最近は、隣近所からの騒音、すなわち近隣騒音問題が公害騒音以上に重要な社会問題となってきている。近隣騒音トラブルは、これまで個人的な問題であるとして、社会的な対応がなされぬまま今日に至っているが、昨今のトラブルの増加や、トラブルが拗れて傷害事件や殺人事件にまで発展している状況を見る時、今後、何らかの社会的な対処・対策が必要になってくるのは必至と考えられる。

このような社会背景のもと、今回、近隣騒音トラブルに関する日本全市に亘るアンケート調査を行ったので、その結果を報告する。

近隣騒音に関しては、世論調査をはじめ多くのアンケート調査が既に実施されているが、これらは一般市民を対象とした、いわば意識調査である。今回のアンケート調査では、日本全国の市役所(区役所)で、実際に騒音苦情や騒音トラブルの最前線で処理にあたっておられる騒音担当者の方々にアンケート調査を実施した。これにより、より現実的で、実態に基づいた状況の把握、ならびに意見の集約ができたものと考えており、今後の近隣騒音問題を考える上で、貴重な資料が得られたといえる。

調査の集計結果は、次頁以後に、アンケートの質問順序に従って示した。なお、結果に 対する簡単なコメントも付している。

アンケート項目の中の自由意見に関しては、敢えて取捨選択はせず、分類整理のみを行った上で、全てを別ファイルに掲載した。大変に貴重で、かつ興味深い意見が満載であったので、これは、回答者、その他が相互に共有すべき情報と考え、整理は控えることにした。分量は多いが、時間の許す限り、ご一読頂ければと思う。

今回の調査は、近隣騒音トラブルに関する本研究室の最初の調査であるが、10 年後ぐらいには、再び同様のアンケートを実施したいと考えている。時間的な経過のもとで、近隣騒音トラブルの状況、推移が明らかとなってゆけば、この調査の持つ意義が更に大きなものとなってくるものと確信するためである。

最後に、アンケートに協力頂いた各位に衷心より謝意を表する次第である。

八戸工業大学 大学院建築工学専攻 大学院教授・工博 橋本 典久 (音環境工学研究室)

## 2. アンケート回答数と分布

表 - 1 アンケート調査概要

配付総数	日本全国 777市(東京23区含) [平成17年12月現在]
回答数	4 7 9 市
回収率	6 2 %

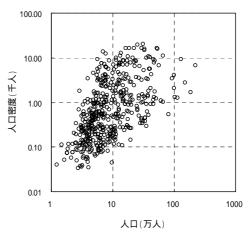


図 - 1 回答市の人口と人口密度(計479市)

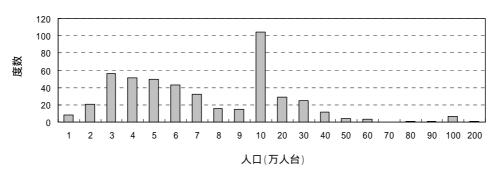


図 - 2 人口別の回答数(計479市)

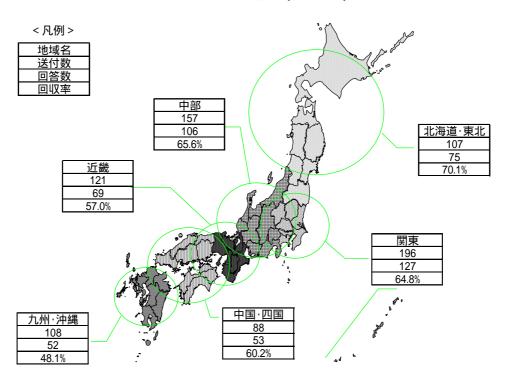
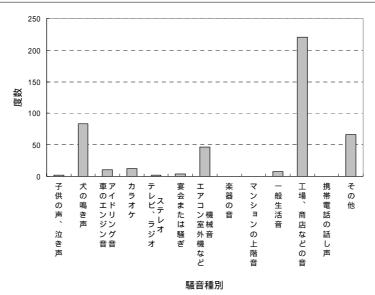


図-3 地域別の回答数と回収率(計479市)

\* 回答は、人口 10 万人台の都市が多くなっているが、地域的には大きなバラツキはなく、ほぼ網羅されている。

### 3.アンケート回答の集計結果

[質問 1-1] あなたの市(区)で、現在、騒音苦情または騒音トラブルの多いものを、多い順に[ 内に番号を付けて下さい。番号は幾つまででも結構です。 (exp. 子供の声[1]、犬の鳴き声[2]、など) 1) 子供の声 (泣き声含) ] 2) 犬の鳴き声 3) 車のエンジン音・アイドリング音[ 4) カラオケ 5) テレビ、ラジオ、ステレオ 6) 宴会または騒ぎ 1 7)機械音(エアコン室外機など) [ 8) 楽器の音 9) マンションなどの上階音 10) 一般生活音 11) 工場、商店などからの音 12) 携帯電話の話し声[ [ 13) その他( ] ( ]



凶-4 現在、騒音苦情、騒音トラブルの多いもの(第1位)

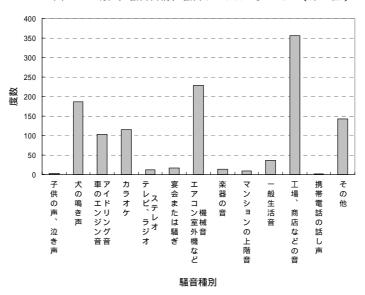


図-5 現在、騒音苦情、騒音トラブルの多いもの(第1~3位まで含む)

\* 工場、商店などからの音が圧倒的に多い。これは業務騒音であり、それ以外の生活騒音では、犬の鳴き声(第2位) エアコンの室外機などの機械音(第3位)が多い。ただし上階音などは、市役所までは 苦情が来なくとも、トラブル自体はある程度存在することも考えられる。

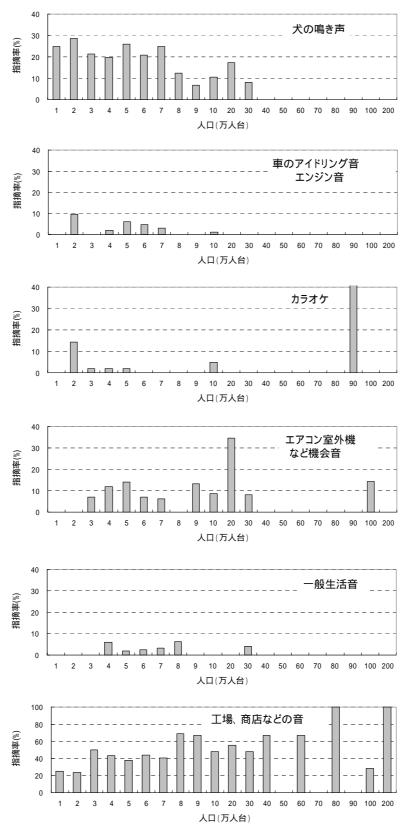


図 - 6 騒音苦情、トラブルの1位にあげた騒音の人口別指摘率

\* 近隣騒音苦情の第1位となった工場、商店からの騒音は、殆ど全市ともに指摘が高い状態となっているが、第2位だった犬の鳴き声は、人口の少ない都市で指摘率が高くなっている。犬の鳴き声は小都市型の近隣騒音トラブルであるといえる。

[質問 1-2] 上記の[質問 1-1]の騒音の中で、以前と較べて増加してきたと思われるものの番号を挙げてください。

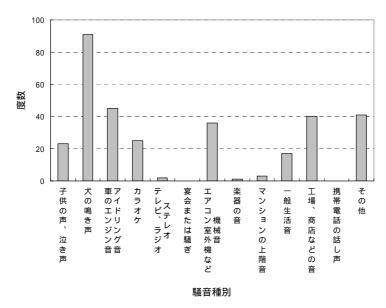


図 - 7 以前と較べて増加してきた騒音苦情、騒音トラブル(第1位)

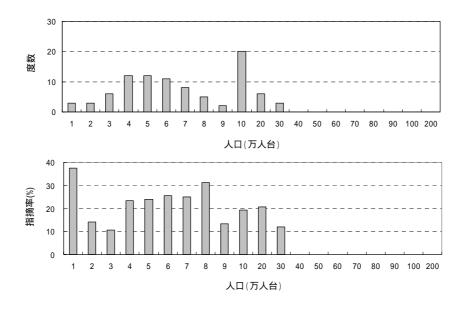


図 - 8 上記図-7で犬の鳴き声と答えた市の人口別度数分布と指摘率

\* 以前と較べて増加してきた騒音トラブルは、犬の鳴き声がダントツで 1 位である。これらの指摘の人口別分布では、やはり小都市での指摘が多い。

[質問 1-3] 上記の[質問 1-1]の騒音の中で、これからトラブルが増加すると思われるものの番号を挙げてください。

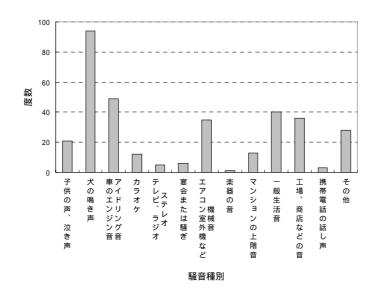


図 - 9 これから増加すると思う近隣騒音トラブル

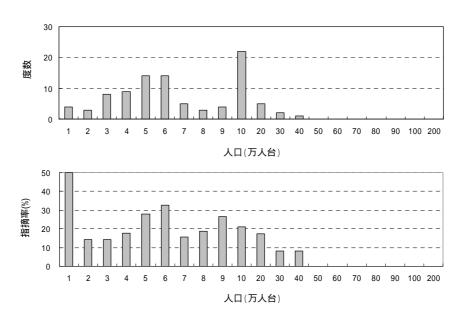


図 - 10 上記図-9 で犬の鳴き声と答えた市の人口別度数分布と指摘率

\* 今後、増加するであろうと考える騒音トラブルの第1位も犬の鳴き声であり、その他、車のアイドリング音、エンジン音や一般生活音の指摘が高くなっている。犬の鳴き声に関する指摘率は、他の結果同様に小都市が高くなっている。

[質問 1-4] 上記の[質問 1-1]の騒音の中で、これからトラブルが減少すると思われるものの番号を挙げてください。

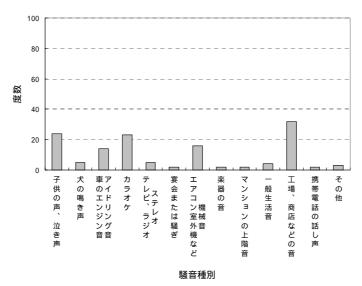


図 - 11 これから減少すると思う近隣騒音トラブル

\* 今後、減少してゆくであろうと考える騒音トラブルの第1位は業務騒音の工場、商店からの音であるが、全体として、特に特徴的な傾向は見られない。

[質問 1-5] あなたの市(区)で、近隣騒音トラブルが裁判(訴訟)に持ち込まれた事例がありますか。ありましたら、その騒音の種類を記入してください。

1) なし

2) あり[

] [

][



表 - 2 訴訟になった騒音の種別と件数

]

工場騒音	17	<b>養鶏場</b> ボウリング場	
エアコン室外機 など機械音	7	洗車場 消防訓練	
カラオケ	3	犬の鳴き声 行政放送 鳥追い爆音	各 1
飲食・深夜営業	2	宴会騒ぎ テレビ・ラジオ	
建設工事	2	上階音 低周波音	

図 - 12 近隣騒音トラブルが訴訟になった事例

\* 様々な近隣騒音に関して訴訟が発生しており、次の質問結果と併せて考えると、社会的な対処方法を考えておくことの重要性が伺われる。なお件数は、市の担当者が確認している件数であり、実数とは差があと考えられる。

[質問 1-6] 近隣騒音トラブルを原因とした訴訟は今後増加すると思いますか、減少すると思いま すか。

- 1) 増加する。
- 2) 減少する。
- 3) どちらとも言えない。

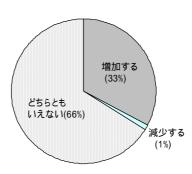


図 - 13 近隣騒音トラブルによる訴訟の増加、減少

[質問 1-7] あなたの市(区)で、近隣騒音トラブルが傷害事件や殺人事件に繋がった事例があり ますか。ありましたら、その騒音の種類を記入してください。

- 1) なし
- 2) あり[

][

][

]



表 - 3 事件になった騒音の種別と件数

工場·商店	2	一般生活音、犬の鳴き声 機械音、ボイラー音、集塵機	各 1	
騒音源不明	2	機械目、ホイン一目、呆壁機   トラック・アイドリング音 	пΙ	

図-14 近隣騒音トラブルが事件になった事例

[質問 1-8] 近隣騒音トラブルを原因とした傷害事件や殺人事件は今後増加すると思いますか、減 少すると思いますか。

- 1) 増加する。
- 2) 減少する。
  - 3) どちらとも言えない。

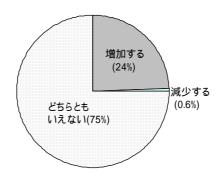


図 - 15 近隣騒音トラブルによる事件

#### <結果は、添付ファイル - 1に記載 >

[質問 1-10] あなたの部署で近隣騒音トラブルに対処する場合、対処マニュアル的なものが用意 されていますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 用意されている。
- 2) 用意されていない。
- 3) どちらとも言えない。



図 - 16 トラブルへの対処マニュアルが用意されているか

[質問 1-11] 近隣騒音トラブルへの公的な対処方法としては、訴訟制度、公害審査会、市の公害 課や環境課等の仲介、警察による警告などいろいろなものがあります。これらの現在の体制で十 分に対処できていると考えていますか。

- 1) 十分である。
- 2) ほぼ十分である
- 3) やや不十分である。

- 4) 全く不十分である。 5) どちらとも言えない。

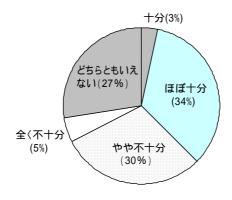
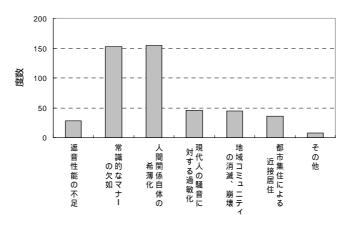


図 - 17 近隣騒音トラブルへの社会的な対処体制

\* 肯定的意見と否定的意見がほぼ拮抗している。添付ファイルの回答理由欄からも、拮抗する理由が伺 われ、大変に興味深い。

#### < 結果は、添付ファイル - 2 に記載 >

[質問 2-1] 近隣騒音トラブル発生の原因となるもので、最も大きな要因は何だと思いますか。以下の項目について、大きいと思う順に[ ] 内に番号を付けて下さい。番号は幾つまででも結構です。(exp. 1)壁や床などの・・・[1]、2)常識的な・・・[2]、など)
1)壁や床などの建物の遮音性不足 [ ]
2)常識的なマナーの欠如 [ ]
3)人間関係自体の希薄化 [ ]
4)現代人の騒音に対する過敏化 [ ]
5)地域コミュニティの消滅、崩壊 [ ]
6)都市集住による近接居住 [ ]
7)その他( ) [ ]



近隣騒音トラブルの発生原因

図-18 近隣騒音トラブルの発生原因(第1位)

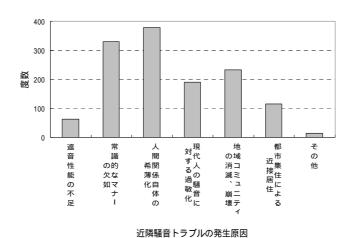


図 - 19 近隣騒音トラブルの発生原因 (第1~3位まで含む)

\* 近隣騒音トラブルの発生原因として、常識的なマナーの欠如と人間関係の希薄化があげられている。 何れも、現代の社会風潮そのものであり、近隣騒音トラブルが極めて現代的問題であることがわかる。

[質問 2-2] 騒音トラブルの紛争処理の方法として、あなたが最も有効と思うものは何でしょうか該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 当事者同士の個人レベルの話し合い。
- 2) 行政による仲介、または指導。
- 3) 民間の第三者による仲介、または調停。
- 4) 裁判による訴訟。
- 5) その他 (

6) 有効な方法はない。

)。

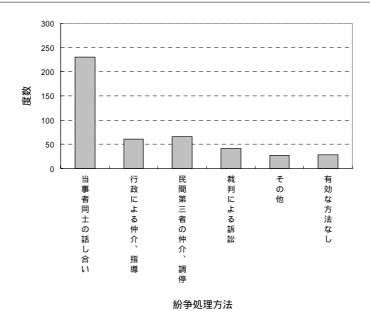


図 - 20 近隣騒音トラブルの紛争処理方法

\* 近隣騒音トラブルの最も有効な処理方法は、当事者同士の個人レベルの話し合いの回答が圧倒的に多い。これは、個人的なトラブルであるとの意識の反映もあると思われる。なお、騒音事件の多くは、個人レベルの話し合いの中で発生している。

[質問 2-3] あなたの部署に寄せられる近隣騒音に関する苦情や解決の要望は、客観的に見て妥当なものといえますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 殆どが妥当なものである。
- 2) 妥当なものが多いが、妥当でないものもかなりある。
- 3) 妥当でないものが多いが、妥当なものもかなりある。
- 4) 殆どが妥当でないものである。
- 5) どちらとも言えない。

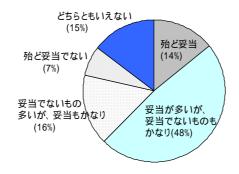


図 - 21 近隣騒音トラブルの苦情内容

[質問 2-4] ADR 法 [裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律] についてご存知ですか。 該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) よく知っている。
- 2) だいたい知っている。
- 3) あまり知らない。

- 4) 全く知らない。
- 5) どちらとも言えない。

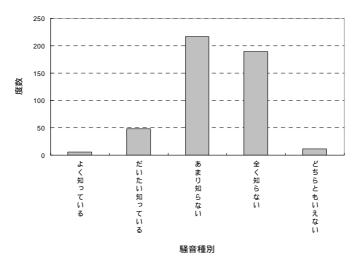


図 - 22 ADR 法の認知度

< 上記[質問 2-4]で、1) または 2)と答えた方は以下の質問にお答え下さい。>

[質問 2-5] ADR 法は近隣騒音トラブルの紛争処理に有効と思いますか。該当部分の番号に丸を つけて下さい。

- 1) 大変有効だ。
- 2) ある程度有効だ。
- 3) あまり有効ではない。

- 4) 全く有効ではない。 5) どちらとも言えない。

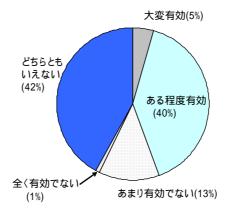


図 - 23 ADR 法は近隣騒音トラブルの処理に有効か(前問1), 2)回答者)

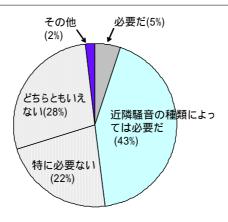
[質問 2-6] ADR 法の問題点と思われる点があればお書き下さい。

<結果は、添付ファイル - 3に記載 >

\* ADR法の認知度は高くないが、有効性に関してはある程度の評価が得られている。

[質問 2-7] 近隣騒音に関しても、公害騒音に対する騒音規制法のような、新たな規制が必要だと 思いますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 必要だ。
- 2) 近隣騒音の種類によっては必要だ。
- 3) 特に必要ない。
- 4) どちらとも言えない。
- 5) その他 (



)

図 - 24 近隣騒音の法律により規制は必要か

<上記[質問 2-7]で、1) または 2)と答えた方は以下の質問にお答え下さい。>

[質問 2-8] 近隣騒音の規制または罰則としては、どのような形がよいと思いますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 罰金程度の軽い処罰を伴うもの。
- 2) 懲役刑などもある重い処罰を伴うもの。
- 3) どちらとも言えない。

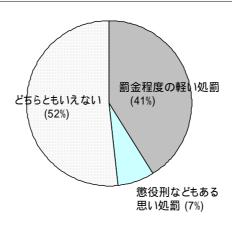


図-25 近隣騒音の罰則はどのような形がよいか(前問1) 2)回答者)

\* 近隣騒音にも法律の規制が必要と考える人は半数に及んでいるが、罰則は罰金程度の軽い処罰が良いとの意見が多い。

[質問 3-1] 犬の鳴き声に関して、外国ではかなり厳しい規制が条例等で設けられている事例が多く見られます。日本でも、犬の鳴き声を法的に規制すべきだと思いますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

1) 規制すべき。 2) 規制すべきではない。 3) どちらとも言えない。

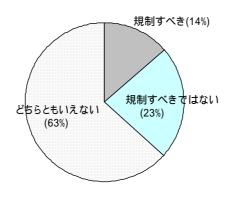


図 - 26 犬の鳴き声は法的に規制すべきか

[質問 3-2] 上記[質問 3-1]の回答理由を簡単に記入してください。

< 結果は、添付ファイル - 4 に記載 >

\* この自由意見は大変に興味深い。是非、ご一読頂きたい。

[質問 3-3] 上階音などのマンション等でのトラブルの解決法についてどう思いますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 個人間の問題であり、個人で解決すべき。
- 2) マンション単位の問題であり、そのマンションの管理組合などで対処すべき。
- 3) 個人間や管理組合で解決すべきであるが、要請があれば行政も解決に関わるべき。
- 4) 行政が積極的に関わるべき。
- 5) その他 [

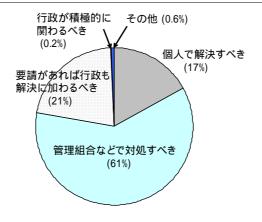


図 - 27 マンション上階音トラブルへの対処

[質問 3-4] 最近、騒音を発生させて嫌がらせをする事件が起きており、これらは悪質な場合には 傷害罪として起訴されています。これらが軽犯罪法違反ではなく、傷害罪として取り扱われることについてどう思いますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 当然の扱いである。
- 2) 違和感がある。
- 3) なんとも言えない。

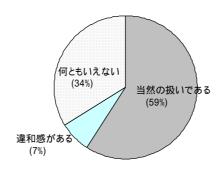


図 - 28 騒音による嫌がらせ行為が傷害罪となること

[質問 3-5] あなたの部署で近隣騒音トラブルに対処するうえで、上記の傷害罪としての成立要件の判断基準を持っていますか。該当部分の番号に丸をつけて下さい。

- 1) 持っている。
- 2) 持っていない。
- 3) 特に考えたことが無い。

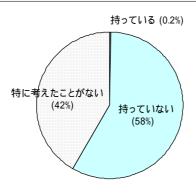


図 - 29 傷害罪の成立要件の判断基準

[質問 3-6] 上記[質問 3-5]の傷害罪としての成立要件を、具体的にどのように考えますか。以下の項目の中で、この条件は必須と思われるものを4つ以内で選び、該当する番号に丸をつけて下さい。

- 1) 嫌がらせが長期に亘っている。[期間: 程度]
- 2) 嫌がらせが深夜早朝に亘るなど、悪質である。
- 3) 嫌がらせを受けた人に、人体への影響や生理的障害が現れている。
- 4) 市の公害担当者など公的な立場の人の中止勧告に従わない。
- 5) 警察の複数回の制止にも従わない。
- 6) 騒音の大きさが、環境基準などを遥かにこえて大音量である。
- 7) 騒音以外にも悪質な嫌がらせを行っている。
- 8) その他 [ ]

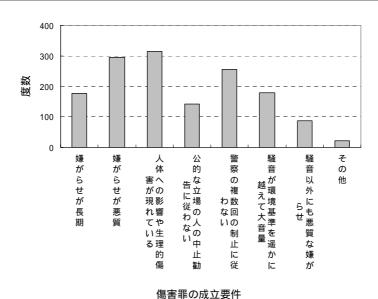


図 - 30 傷害罪の具体的な成立要件

\* 傷害罪の成立の最も大きな成立要因は、当然のことながら人体への生理的影響の有無となっている。その他、行為が悪質で警察の制止に従わないなどが挙げられている。

[質問 3-7] 最後に、近隣騒音トラブルや騒音事件に関して、どんなことでも結構ですから、何かご意見、お考えがあれば、自由に記述してください。

< 結果は、添付ファイル - 5 に記載 >

<以上>